

伊佐市第8回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成26年11月20日(木) 午前8時56分から10時40分

2. 開催場所 菱刈庁舎 3階中会議室

3. 出席委員 (19人)

会 長	21番委員			
委 員	1番委員	2番委員	3番委員	4番委員
	5番委員	6番委員	8番委員	9番委員
	10番委員	11番委員	12番委員	13番委員
	14番委員	15番委員	16番委員	17番委員
	18番委員	19番委員		

4. 欠席委員 (1人)

欠席者 20番委員

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名 (18番委員) (19番委員)

第2 議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定について

議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更(用途区分変更・除外)編入)申出」の意見決定について

議案第4号「農地転用事業計画変更申請」に係る決定について

議案第5号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について

議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について

議案第7号「非農地証明願」について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 農地振興係長 農地振興係書記

開始時間 午前8時56分

事務局長 おはようございます。只今より、平成26年度第8回農業委員会総会を開催いたします。姿勢を正してください。一同礼。

議長 皆さんおはようございます。
本日は、20番委員から体調が悪い為欠席届が出されております。
本日の出席人員は19人で、規定に達しておりますので、総会は成立いたします。
本日の議事録署名委員を、指名いたします。
18番委員と19番委員に、お願いをいたします。
皆さん秋の採り入れも一段落され、ほっとされているところだと思います、お疲れさまでした。
今年の伊佐の稲作の作況指数は93という事で、出来は良くなかったようで、虫の被害があったり、倒伏したりで1割ていどの減収があったと聞いています。
先日佐賀県鹿島市農業委員会の方に研修に行きました、最近鹿島市の方も水田もほ場整備をされているところですけど、10aの利用料は玄米45kgと安くなっているようで、伊佐は高いと感じてきました。
また、地主さんが管理料を払って耕作してもらっている方もいらっしゃるようですと話されていました。
ただいまより総会を始めます。

————— 諸般報告 —————

議長 事務局より、諸般の報告について、報告1号農地法第18条第6項の規定による通知と報告2号農業用生産施設届出につきまして報告をお願いします。

事務局 報告「農地法第18条第6項の規定による通知」につきましてご報告いたします。
資料の1～10ページになります。
農業経営基盤強化促進法による利用権の合意解約が30件、農地法第3条の解約が1件ありました。
10ページの整理番号31番の借人HM氏は、代理人のHA氏です。
以上、ご報告いたします。

議

長

報告が終わりました。
委員の皆さん質問はありませんか。
（「質疑なし」という声、多数あり。）

議

長

なしということですので、ただいまから議案の審議にはいります。

————— 議案第1号 —————

議

長

議案第1号 経営基盤強化促進法農用地利用集積計画に係る意見決定
について議題といたします。
事務局の報告を求めます。

事 務 局

議案第1号、経営基盤強化促進法農地利用集積計画に係る意見決定の
うち所有権移転分について説明いたします。

11月18日に、整理番号8番の貸人DM氏と借人DH氏の利用権設
定について取下げてくださると、申請人からありました。

そこで、本日、新たに修正した21-1ページの総括表を配布いたし
ましたのでそれをご覧ください。

期間は2年11カ月から9年11カ月で、面積は、田、83,798
㎡、畑、18,167㎡の合計101,965㎡です。

利用権の設定をする者の数31人、設定を受ける者の数24人です。
土地の明細につきましては、11ページから21ページの整理番号1
番から33番のとおりです。

皆様のご審議方、よろしく願いいたします。

議

長

只今事務局の報告が終わりました。
委員の皆さんご意見、質疑はございませんか。
（「質疑なし」という声、多数あり。）

議

長

なしということですので、お諮りいたします。
議案第1号の事務局の報告のとおり決定することに賛成の委員の挙手
を求めます。
（全員挙手）

議

長

全員挙手。
よって議案第1号 経営基盤強化促進法農用地利用集積計画に係る
意見については、決定いたしました。

議案第2号

- 議長 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定について提案します。
- 議長 整理番号1番について、担当委員の調査報告を求めます。
16番委員。
- 16番委員 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号1番について、去る11月9日 受人の立ち会いのもと現地調査を行ないましたので16番が報告をいたします。
申請人MMさんは、伊佐市大口田代に居住され、自治会は辺母木で、年齢は61歳です。
渡人MTさんは、伊佐市大口田代に居住され、自治会は崎山東で、年齢は98歳です。
申請地は、伊佐市大口田代字岩川内、地目は田、地籍は393㎡で売買であります。
受人の経営面積は26,685㎡で、取得可能面積であります。
農業従事者は2名で、通作距離は自宅の木戸口で良く管理された水田であります。
また、経営意欲もあり農機具等は全て完備されておりました。
添付書類として全部事項証明書・字図等全て揃っております。
以上のような理由により、当申請は農地法第3条2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。
委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、報告を終わります。
- 議長 16番委員の調査報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)
- 議長 なしということでございますので、お諮りします。
整理番号1番について、16番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。
(全員挙手)
- 議長 全員挙手。
よって整理番号1番は、許可が決定しました。

- 議 長 整理番号2番について、担当委員の調査報告を求めます。
11番委員。
- 11番委員 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号2番について、去る11月7日に現地調査を行いましたので11番が報告いたします。
申請人KKさんは、伊佐市菱刈南浦に居住され、自治会は岩坪、年齢は38歳です。
渡し人IYさんは、伊佐市菱刈荒田に居住され、自治会は比良、年齢は65歳です。
申請地は、伊佐市菱刈荒田字鳥越、他3筆、地目は田、地籍は合計6,280㎡で、所有権移転売買であります。
受け人の経営面積は129,362㎡で、取得可能面積であります。
農業従事者は3名で、通作距離は、自宅より6キロ位であり、現況は良く管理された水田であります。
申請人は年齢も若く、認定農家でもあり経営意欲もあり、農機具等は全て完備されております。
以上のような理由により当申請は、農地法第3条2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。
添付書類として、全部事項証明書、字図等が添付されております。
委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひしまして私の報告を終りまます。
- 議 長 11番委員の調査報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)
- 議 長 なしということでございますので、お諮りします。
整理番号2番について、11番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。
(全員挙手)
- 議 長 全員挙手。
よって整理番号2番は、許可が決定しました。
- 議 長 整理番号3番・4番・5番について、譲り受人が同一人ですので一括して担当委員の調査報告を求めます。

5番委員。

5番委員

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号3番・4番・5番について、去る11月10日に現地調査を行いましたので、5番が報告いたします。

整理番号3番の譲渡人、E Iさんは、伊佐市大口里に居住され、自治会は小水流で、年齢は67歳であります。

申請地は、伊佐市大口田代字東原、地目は畑、地籍は857㎡で、所有権移転売買であります。

整理番号4番の譲渡人、S Sさんは、宮崎市小松台東2丁目に居住され、年齢は60歳であります。

申請地は、伊佐市大口田代字東原9、地目は畑、地籍は817㎡で、所有権移転売買であります。

整理番号5番の譲渡人、S Rさんは、鹿児島市光山1丁目に居住され、年齢は87歳であります。

申請地は、伊佐市大口田代字東原、地目は畑、地籍は2,081㎡で、所有権移転売買であります。

譲受人、T Yさんは、薩摩郡さつま町中津川に居住し、年齢は52歳であります。

申請地の所在地は、北さつま農協崎山支所米倉庫の南側にあつて、北は宅地、南側は土手、東と西側が畑となっています。

受人は、新規就農者で現在鹿児島有機生産組合の研修生として、羽月崎山地区の担当組合員の所で研修を受けながら働いております。

受人の経営面積は、整理番号3番・4番・5番の面積に、議案第1号、整理番号4番で利用権設定をしましたので、総面積は6,487㎡となり、取得可能面積であります。

受け人の経営面積は109,664㎡で、

農業従事者は2名で、通作距離は30分ですが、現在申請地の近くに住宅を建設中であります。

経営意欲もあり、農機具等は現在トラクターのみですが、必要な農機具は除々に取り揃えて行く予定とのことです。

以上のような理由により当申請は、農地法第3条2項の各号に該当しないと思われまので、許可相当と思われま。

添付書類として、全部事項証明書、字図等が添付されております。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひしまして私の報告を終ります。

議

長

5番委員の調査報告が終わりました。

		委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。 （「質疑なし」という声、多数あり。）
議	長	なしということでございますので、お諮りします。 3番・4番・5番について、5番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。 （全員挙手）
議	長	全員挙手。 よって整理番号3番・4番・5番は、許可が決定しました。
議	長	整理番号6番について、担当委員の調査報告を求めます。 15番委員。
15番委員		議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号6番について、去る10日に、受人のHIさん立会のもと、現地調査を行いましたので15番が報告いたします。 受人、伊佐市菱刈南浦に居住のHIさん、自治会は本城麓で、年齢は71歳です。 渡人は、伊佐市菱刈徳辺に居住のHMさん、自治会は千鳥で、年齢は54歳です。 申請地は、伊佐市菱刈南浦字寺山、他1筆で、地目は田、合計面積は1,968㎡で、法律関係は所有権移転贈与であります。 申請地の位置はスカラーより南の方に1キロ位で、現況は、ほ場整備された水田であります。 受け人の経営面積は、4,190㎡ですが、今回1,968㎡を取得されますので、取得可能面積であります。 経営意欲はあり、農機具等は完備されております。 以上のような理由により当申請は、農地法第3条2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。 添付書類として、全部事項証明書、字図等が添付されております。 以上で報告を終わりますが、委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひします。
議	長	15番委員の調査報告が終わりました。 委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。 （「質疑なし」という声、多数あり。）

議	長	なしということでございますので、お諮りします。 整理番号6番について、15番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議	長	全員挙手。 よって整理番号6番は、許可が決定しました。
議	長	整理番号7番について、担当委員の調査報告を求めます。 8番委員。
8番委員		議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち、整理番号7番について、去る11月14日に現地調査を行ないましたので8番が報告をいたします。 申請人で受人のIMさんは、伊佐市大口原田に居住され、自治会は西原、年齢は60歳です。 渡人IAさんは、伊佐市大口原田に居住され、自治会は西原、年齢は86歳です。 申請地は伊佐市大口青木字柳田、地目は田、地積は 4,638㎡で、親子の所有権移転贈与あります。 申請地は、自宅より東に約200m位に位置しています。 受け人の経営面積は 32,562㎡で取得可能面積であります。 農業従事者は2名で、通作距離は約200m位で、現況は良く管理された農地です。 経営意欲はあり、農機具等は完備されております。 以上のような理由により、当申請は農地法第3条2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。 添付書類として全部事項証明書・字図等が添付してあります。 委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。
議	長	8番委員の調査報告が終わりました。 委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りします。 整理番号7番について、8番委員の調査報告のとおり、許可すること

		に賛成の委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議	長	全員挙手。 よって整理番号7番は、許可が決定しました。
議	長	整理番号8番・9番について、譲り受人が同一人ですので一括して担当委員の調査報告を求めます。 4番委員。
4番委員		議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号8番・9番について、去る11月15日に、現地調査いたしましたので4番が報告いたします。 整理番号8番の渡し人、YNさんは、伊佐市大口田代に居住され、自治会は田代で、年齢は67歳です。 申請地は、伊佐市大口宮人字千鳥山、地目は田、地籍は102㎡で所有権移転売買です。 整理番号9番の渡し人、OKさんは、伊佐市大口曾木に居住され、自治会は曾木で、年齢は53歳です。 申請地は、伊佐市大口宮人字千鳥山、地目は田、地籍は合計1,362㎡と千鳥山、地目は田、地籍は合計1,318㎡、合計の2,680㎡で、所有権移転贈与あります。 受人、TTさんは、伊佐市大口曾木に居住され、自治会は中央で、年齢は66歳です。 受け人の経営面積は、13,789㎡で、取得可能面積であり、農業従事者は2名です。 所在地は三宝保全株式会社事務所の道路向かいに位置しております。 現況は良く管理された農地で、経営意欲はあり、農機具等は完備されております。 以上のような理由により当申請は、農地法第3条2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。 添付書類として、全部事項証明書、字図等が添付されております。 委員の皆様方のご審議方よろしくお願いまして私の報告を終りまます。
議	長	4番委員の調査報告が終わりました。 委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りします。
整理番号8番・9番について、4番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。
(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号8番・9番は、許可が決定しました。

議 長 整理番号10番について、担当委員の調査報告を求めます。
8番委員。

8 番 委 員 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち、整理番号10番について、去る11月14日に現地調査を行ないましたので8番が報告をいたします。

申請人で受人のMHさんは、伊佐市大口里に居住され、自治会は西本町、年齢は52歳です。

渡人MYさんは、伊佐市大口青木に居住され、自治会は下青木、年齢は84歳です。

申請地は伊佐市大口青木字天神ノ前、地目は田、地積は 2, 812㎡ 他4筆で、合計面積5, 659㎡です。

親からの所有権移転贈与あります。

受け人の経営面積は 9, 830㎡で、取得可能面積であります。

申請地は大口東小学校より東に約500m位に位置しています。

農業従事者は2名で、通作距離は約3キロ位で、現況は良く管理された農地です。

経営意欲はあり、農機具等は完備されております。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書・字図等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議 長 8番委員の調査報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りします。

整理番号10番について、8番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号10番は、許可が決定しました。

議長 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定について、申請件数10件について、10件の許可が決定しました。

議案第3号

議長 議案第3号 農業振興地域整備計画の一部変更・除外・編入申出の意見決定について、整理番号1番について、担当委員の報告を求めます。

12番委員。

12番委員 議案第3号 農業振興地域整備計画の一部変更・除外・編入申出の意見決定について、整理番号1番について、去る11月14日に、10番委員・17番委員と私12番委員と申請者のNMさんの夫、立会のもと現地調査を行いましたので報告いたします。

申請人NMさんは、伊佐市大口青木に居住され、年齢は53歳で、自治会は上青木中であります。

申請地は、伊佐市菱刈市山字柿木畑で、地目は畑、面積は589㎡あります。

申請地の位置は、田中小学校裏の北部地域簡易水道施設より北東に300mに位置し北側は農道、南、東、西側は山林に囲まれています。

申請人は相続で譲り行けたが、親がすでに山林にしていたもので今後は、山林として管理したいとの事であります。

今回、農業振興地域整備計画の一部変更・除外・編入申請したものであります。

以上のような理由により3名で協議しましたが、除外はやむをえない妥当と判断いたしました。

添付書類として、全部事項証明書、その他必要書類が添付されていません。

委員の皆様方のご審議方よろしく願いしまして報告を終わります。

議長 12番委員の調査報告が終わりました。

		委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りします。 1 2 番委員の調査報告のとおり、意見を決定することに賛成の委員の 挙手を求めます。 (全員挙手)
議	長	全員挙手。 よって整理番号 1 番は、意見並びに許可及び諮問が決定しました。
議	長	整理番号 2 番・3 番については、申請者が同一人ですので一括して担 当委員の調査報告を求めます。 1 4 番委員。
1 4 番委員		議案第 3 号 農業振興地域整備計画の一部変更・除外・編入申出の 意見決定について、整理番号 2 番・3 番について去る 1 1 月 1 4 日に、 申請者の K T さん欠席のため代理人の K K さんと、株式会社 E S、立会 のもと 1 1 番委員・事務局と私 1 4 番委員と共同調査を行いましたの で、私 1 4 番が報告いたします。 申請人 K T さんは、伊佐市菱刈前目に居住され、年齢は 6 5 歳です。 整理番号 2 番の申請地は、伊佐市菱刈前目字神之小野で、地目は畑、 面積は 2, 0 9 3 m ² であります。 除外目的は、太陽光発電所建設のためです。 申請地の位置は、周囲の状況は市役所菱刈庁舎より東に約 9 キロ位に 位置し五色集落であります。 北側は荒地、南側は道路、東側宅地、西側宅地であります。空き家と 荒地であります。 整理番号 3 番の申請地は、伊佐市菱刈前目字神之小野で、地目は畑、 面積は 2, 3 0 6 m ² であります。 除外目的は、太陽光発電所建設のためです。 申請地の位置は、周囲の状況は市役所菱刈庁舎より東に約 9 キロ位に 位置し五色集落であります。 北側は山林、南側は荒地、東側荒地、西側荒地であります。 当申請は具体的な転用計画があり、除外目的に通常必要とされる面積 からみて妥当と思われ農用地以外にある代替え地の検討結果は妥当 であり農用地の外周部 2 辺以上接続しているが、除外することで農用地 の集団化や農作業の効率化への影響はないと思われ、農用地区域内にお

ける担い手の利用集積に支障を及ぼすおそれはなく農用地等保全施設の有する機能に影響を及ぼすおそれはないと思われま

申請地は土地改良事業等がなされた土地ではなく、除外されたとしても申請地は、第2種農地その他農地に該当すると思われ、転用が可能な見込みのある農地であると思われま

以上のような理由により2名で協議しましたが、除外はやむをえない妥当と判断いたしました。

添付書類として、全部事項証明書、その他必要書類が添付されています。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひしまして報告を終わります。

議 長

14番委員の調査報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
〔質疑なし〕という声、多数あり。〕

議 長

なしということですので、お諮りします。
14番委員の調査報告のとおり、意見を決定することに賛成の委員の挙手を求めます。
〔全員挙手〕

議 長

全員挙手。
よって整理番号2番・3番は、意見並びに許可及び諮問が決定しました。

議 長

整理番号4番について、担当委員の調査報告を求めます。
11番委員。

11番委員

議案第3号 農業振興地域整備計画の一部変更・除外・編入申出の意見決定について、整理番号4番について、去る11月14日に、申請人のOTさん立会のもと14番委員・事務局・11番委員で共同調査を行いましたので、私11番が報告いたします。

申請人OTさんは、伊佐市菱刈前目に居住され、年齢は79歳であります。

申請地は、伊佐市菱刈前目字檜木原で、地目は畑、面積は1,044㎡であります。

申請地は、下目集落の北側の台地に位置して現況は畑であります。

申請地の北側は山林、南側は畑、東・西側は山林です。

除外目的は、周囲は山林で陽当たりが悪く畑として管理していけない

今後は山林にしたいとの事でした。

当申請は具体的な転用計画があり農用地の外周部2辺以上接続しておりません、除外することで農用地の集団化や農作業の効率化への影響はないと思われ、農用地区域内における担い手の利用集積に支障を及ぼすおそれはないと思われ。

添付書類として、全部事項証明書、その他必要書類が添付されています。

以上のような理由により2名で協議しましたが、除外はやむをえない妥当と判断いたしました。

委員の皆様方のご審議方よろしく願いしまして報告を終わります。

議 長

11番委員の調査報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長

なしということでございますので、お諮りします。
11番委員の調査報告のとおり、意見を決定することに賛成の委員の挙手を求めます。
(全員挙手)

議 長

全員挙手。
よって整理番号4番は、意見並びに許可及び諮問が決定しました。

議 長

議案第3号 農業振興地域整備計画の一部変更・用途区分変更・除外・編入申出の意見決定について、申請件数4件について、意見の決定4件が決定しました。

議案第4号

議 長

議案第4号 農地転用事業計画変更申請に係る決定について、整理番号1番・2番・3番について、事務局の報告を求めます。

事 務 局

議案第4号 農地転用事業計画変更申請に係る決定のうち整理番号1番につきまして去る11月7日に事務局にて現地調査及び聞き取り調査を行いましたのでご報告申し上げます。

申請は平成25年7月29付けで受理し同年8月26日付けで許可致しました案件であります。

許可内容につきまして簡単に概要を申し上げます。

転用目的は太陽光発電施設であり譲渡人はOH外3名、譲受人は本社をカナダに置くK S Jであり世界的に新エネルギー事業を展開している法人です。

事業計画面積は30,070㎡で内11,195㎡が畑であり権利の種類は賃借権設定で第2種農地その他の農地、総工費6億円であります。

場所につきましては大字白木のすずらの里の先の富ヶ丘自治会ロータリー東側になります。

今回の申請は事業計画変更及び事業承継であります。

前者につきましては昨年の許可の際、事業計画の一部に農業用倉庫があり当時取り壊し太陽光で貸し付ける計画でしたが、その後所有者が倉庫の必要性を申し出てきたため倉庫を残し着工に向けて測量をしてみると倉庫部分が408㎡あり、200㎡以上になると転用行為に当たるため今回分筆し倉庫部分においてはその後議案第5号により報告がございします。

よって転用面積においては昨年の許可面積より408㎡減る事になります。

後者につきましてはTPはK S Jの100%出資の子会社であり日本での太陽光発電施設専門の事業を行う法人ですが、昨年の許可時にはまだ設備認定許可を得ておらず直接事業が出来なかったため親会社が許可を得ました。

子会社は本年1月に設備認定許可を得たため当該農地での事業遂行を行い自社の経営安定を図ろうとするものです。

添付書類は事業計画変更申請書、面積変更比較表、全部事項証明書、地積測量図、現況図、法人履歴事項全部証明書、法人定款が添付されております。

以上のような理由により当申請は事業を迅速に遂行するためにやむを得ないと思われましますので委員の皆様のご審議方をよろしく願ひいたします。

議案第4号 農地転用事業計画変更申請に係る決定の内番号2、3番につきまして関連がございしますので一括してご報告申し上げます。

申請は平成26年9月20付けで受理し同年10月24付けで許可致しました案件であります。

事業計画変更内容については両案件とも権利の種類が使用賃借権から贈与への変更であります。

両申請は家族間の贈与であり変更理由は土地を取得する事によって太陽光発電施設の経営者として責任を持たせる為や資金面及び補助金

等の活用により贈与に変更したいとのことです。

土地については10月総会において許可を得ていますので現在着工に入っており確実に目的達成するものと思われま

す。以上のような理由により本申請は何ら問題はないと思われま

議 長 事務局の報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りします。
事務局の調査報告のとおり、意見の決定並びに許可及び諮問決定に賛成の委員の挙手を求めま

議 長 全員挙手。
よって整理番号1番・2番・3番は、意見の決定並びに許可及び諮問が決定しました。

議 長 議案第4号 農地転用事業計画変更申請に係る決定について、申請件数3件について、意見の決定3件が決定しました。

議案第5号

議 長 議案第5号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について、整理番号1番について、担当委員の報告を求めま

16番委員 議案第5号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について、整理番号1番について、調査の結果を16番が報告いたしま

す。去る11月14日に、会長と3番委員、16番委員で、申請人OHさん立会のもと、共同調査を行いましたので16番が報告いたしま

す。申請人OHさんは、伊佐市大口白木に居住され、年齢は51歳で、自治会は富ヶ丘であります。

申請地の所在地は、伊佐市大口白木字山神、地目は畑、地籍は408㎡であります。

農地区分は、第2種農地でその他農地となっており転用目的は農業用倉庫の継続使用であります。

元々、3, 292㎡の一角に蚕室として当時100㎡位ですが使用されていたものを、平成22年に親から相続され今回分筆されて408㎡に建っている蚕室を農業用倉庫として継続という事になります。

申請地の所在地は、富ヶ丘ロータリーから東に200m位に位置しみ南側道路、北、東側畑、西側は宅地となっており周囲に与える影響はないと思われます。

添付書類として、土地の全部事項証明書、字図、被害防除に関する計画書、被害防除に関する誓約書、始末書等が提出されております。

調査の結果この申請について3名で協議した結果、適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひしまして私の報告を終わります。

議 長 16番委員の報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りします。
16番委員の調査報告のとおり、意見の決定並びに許可及び諮問決定に賛成の委員の挙手を求めます。
(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号1番は、意見の決定並びに許可及び諮問が決定しました。

議 長 議案第5号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について、申請件数1件については、意見の決定並びに許可及び諮問1件が決定しました。

議案第6号

議 長 議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について 整理番号1番について、担当委員の報告を求めます。
6番委員。

6 番 委 員	<p>議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定のうち、整理番号1番について、去る11月14日に申請人のMYさんの夫の立会いのもと、8番委員、9番委員、私6番委員で共同調査いたしましたので6番が報告いたします。</p> <p>譲受け人は、伊佐市菱刈重留にお住まいの有限会社IK代表MRさんは譲渡人の息子さんであります。</p> <p>譲渡人は、伊佐市菱刈重留にお住まいのMYさん62歳で、自治会は重留西であります。</p> <p>申請地の所在地は、伊佐市大口大田字下木崎で、地目は畑、地積は514㎡であります。</p> <p>本申請の転用目的として、太陽光発電施設を建設されるものであります。</p> <p>太陽光発電事業ですが、パネル設置枚数は210枚、パネル設置総面積は236㎡、太陽光発電量は約49.2kwを予定しているそうです。</p> <p>申請地の所在地は、木崎自治会館の先100m位に位置し北側は宅地、南側農道、東側山林、西側が宅地になっております。</p> <p>農地区分は、第2種農地その他農地です。</p> <p>添付書類として、土地の全部事項証明書、会社の定款、事業計画書、融資証明書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、位置図等が提出されております。</p> <p>調査の結果この申請について3名の調査委員の意見において、適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひしまして私の報告を終わります。</p>
議 長	<p>6番委員の報告が終わりました。</p> <p>委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。</p> <p>(「質疑なし」という声、多数あり。)</p>
議 長	<p>なしということでございますので、お諮りいたします。</p> <p>6番委員の調査報告のとおり、意見決定並びに許可及び諮問決定することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。</p> <p>よって整理番号1番は、意見並びに許可及び諮問が決定しました。</p>
議 長	<p>整理番号2番について、担当委員の報告を求めます。</p> <p>19番委員。</p>

19番委員

議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定のうち、整理番号2番について、去る11月14日に申請人の代理人T行政書士立会いのもと5番委員、18番委員と私19番委員の3名で共同調査いたしましたので私19番が報告いたします。

譲受け人は、鹿児島市西紫原町にお住まいのMNさんであります。

譲渡人は、伊佐市大口下殿にお住まいのTEさんで、年齢は62歳で自治会は駅前であります。

他に、伊佐市大口宮人にお住まいのTYさんで、年齢は83歳で自治会は下ノ木場であります。

本申請は所有権移転売買であり、転用目的は太陽光発電施設を建設されるものであります。

申請地の所在地は、伊佐市大口宮人字新開原、地目は畑、地積は139㎡と宮人字新開原、地目は畑、地積は655㎡の2筆合計848㎡であります。

農地区分は、第2種農地その他農地です。

申請地の所在地は、大口リサイクルプラザ入口より東へ500m位に位置しており南側は道路、東側は農道を挟んで畑、北側は山林、西側は畑で周囲に与える影響はないと思われます。

太陽光発電事業ですが、パネル設置枚数は284枚、太陽光発電量は約50kwを予定しているそうです。

添付書類として、土地の全部事項証明書、位置図、字図、配置図、事業計画書、被害防除に関する計画書、被害防除に関する誓約書、設備認定通知書、資金証明書、委任状等が提出されております。

調査の結果この申請について3名の調査委員の意見において、適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方よろしく願いしまして報告を終わります。

議長

19番委員の報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長

なしということでございますので、お諮りいたします。
19番委員の調査報告のとおり、意見決定並びに許可及び諮問決定することに賛成の委員の挙手を求めます。
(全員挙手)

議	長	<p>全員挙手。</p> <p>よって整理番号2番は、意見並びに許可及び諮問が決定しました。</p>
議	長	<p>整理番号3番について、担当委員の報告を求めます。</p> <p>9番委員。</p>
9番委員		<p>議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定のうち、整理番号3番について、去る11月14日に申請人のIKさん、行政書士Tさん立会いのもと、6番委員、8番委員と私9番委員の3人で、共同調査いたしましたので私9番が報告いたします。</p> <p>譲受け人は伊佐市大口山野にお住まいのIKさん、自治会は上之馬場で、年齢は64歳です。</p> <p>譲渡人は、大阪市西成区梅南1丁目にお住まいのOTさんです。</p> <p>本申請は所有権移転売買で目的は鶏舎となっております。</p> <p>申請地の所在地は、伊佐市大口山野字外平、地目は畑、地積は301㎡であります。</p> <p>農地区分は、第2種農地でその他の農地となっております。</p> <p>申請地の所在地は、山野中学校の裏の道路を東に約300mで自宅の前の位置しており、周囲に与える影響は無いものと思われます。</p> <p>鶏を飼育する鶏舎の他は作業場として使用する予定です。</p> <p>添付書類として、土地の全部事項証明書、位置図、字図、配置図、事業計画書、被害防除に関する計画書、被害防除に関する誓約書、資金証明書、委任状等が提出されております。</p> <p>調査の結果この申請について3名の調査委員の意見において、適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひしまして報告を終わります。</p>
議	長	<p>9番委員の報告が終わりました。</p> <p>委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。</p> <p>(「質疑なし」という声、多数あり。)</p>
議	長	<p>なしということでございますので、お諮りいたします。</p> <p>9番委員の調査報告のとおり、意見決定並びに許可及び諮問決定することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議	長	<p>全員挙手。</p>

	<p>よって整理番号3番は、意見並びに許可及び諮問が決定しました。</p>
議 長	<p>整理番号4番について、担当委員の報告を求めます。 10番委員。</p>
10番委員	<p>議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定のうち、整理番号4番について、去る11月14日に申請人のITさん欠席でありましたが、10番委員と、12番委員、17番の3名で共同調査いたしました。</p> <p>申請人で譲受人は、ITさん、伊佐市大口目丸に居住されています。 譲渡人は、伊佐市大口原田にお住まいのKTさんで、年齢75歳でございます。</p> <p>申請地は、伊佐市菱刈市山字薬師原で、地目は畑、地積は678㎡あります。</p> <p>本申請は所有権移転売買で、転用目的は一般住宅であります。 農地区分は、第2種農地でその他の農地となっております。</p> <p>申請地の所在地は、薬師神社の東側に約200m位に位置し周りは宅地で、周囲に与える影響はないと思われます。</p> <p>添付書類として、土地の全部事項証明書、事業計画書、残高証明書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、位置図等が提出されております。</p> <p>調査の結果この申請について3名の調査委員の意見において、適切であると判断いたしましたが、委員の皆様方のご審議方よろしく願いまして報告を終わります。</p>
議 長	<p>10番委員の報告が終わりました。 委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。</p>
事 務 局	<p>はい</p>
議 長	<p>事務局</p>
事 務 局	<p>10番委員さん報告に補足して説明いたします。 面積が678㎡あるのです、一般住宅はおおむね500㎡未満で、1割増しまで容認となっているのですがそうすると、550㎡なのです。 通路を確保するため控えて建てなければいけない事と、奥の方の車庫を設ける、もうひとつは農地として130㎡残しても利用価値があまり無い事で、今回は678㎡で申請をされました。</p>

議

長

10番委員の報告と事務局の補足説明が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議

長

なしということでございますので、お諮りいたします。
10番委員の調査報告のとおり、意見決定並びに許可及び諮問決定することに賛成の委員の挙手を求めます。
(全員挙手)

議

長

全員挙手。
よって整理番号4番は、意見並びに許可及び諮問が決定しました。

議

長

整理番号5番について、担当委員の報告を求めます。
18番委員。

18番委員

議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について、整理番号5番について、去る11月14日、申請人の代理人のO司法書士さん立会のもと、5番委員、16番委員、私18番の3人で共同調査を行いましたので、18番が報告いたします。

譲り受人は、伊佐市大口里にお住まいのAKさんで、自治会は里町あります。

譲渡人は、伊佐市大口里にお住まいのIHさんで、自治会は里町あります。

本申請は、所有権移転売買で、転用目的は一般住宅を設置するものがあります。

申請地は、伊佐市大口里字竿境で、地目は田、地積は291㎡です。

農地区分は、第3種都市計画用途区域内となっております。

申請地の場所は、国道267号線のバイパスが国道278号線のつながる近くに位置しております。今工事中の国道267号線のバイパスが大口高校裏を通過して国道278号線と接続する所です。

南側は道路を挟んで住宅、東側は水路を挟んで住宅、北側は田、西側は道路を挟んで住宅であります。

周囲に与える影響はないと思われまます。

添付書類として、土地の全部事項証明書、位置図、字図、配置図、事業計画書、被害防除に関する計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書等が提出されております。

		<p>調査の結果この申請について3名の調査委員の意見において、適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方よろしく願いまして報告を終わります。</p>
議	長	<p>18番委員の報告が終わりました。 委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。)</p>
議	長	<p>なしということでございますので、お諮りいたします。 18番委員の調査報告のとおり、意見決定並びに許可及び諮問決定することに賛成の委員の挙手を求めます。 (全員挙手)</p>
議	長	<p>全員挙手。 よって整理番号5番は、意見並びに許可及び諮問が決定しました。</p>
議	長	<p>整理番号6番について、担当委員の報告を求めます。 3番委員。</p>
3	番 委 員	<p>議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定のうち、整理番号6番について、去る11月14日に申請人のW株式会社代表取締役R Zさん代理人、行政書士K S氏であります。この日は東京出張の為、世話役のI T氏が立会いのもと、16番委員、21番委員、3番委員で共同調査いたしましたので私3番が報告いたします。</p> <p>譲受け人は、W株式会社は、東京都品川区東品川2丁目に所在する株式会社であり、代表取締役R Z氏であります。</p> <p>譲渡人は、伊佐市大口下殿に居住のHMさんで、年齢80歳で、自治会は須原であります。</p> <p>申請地は、伊佐市大口下殿字須和野、地目は畑、地積は1,500㎡であります。</p> <p>本申請は所有権移転売買で、転用目的は太陽光発電施設となっております。</p> <p>太陽光発電事業ですが、パネル設置枚数は200枚、パネル設置容量は49.5kwを予定しているそうです。</p> <p>農地区分は、第2種農地でその他農地となっております。</p> <p>申請地の所在地は、羽月小学校より南側に約1キロ位で、伊佐森林組合より北側に500m位の所に位置し良く管理された畑で飼料を作付</p>

してありました。

また、西側が譲渡人のHさんの宅地、南側が畑、東側は道路を挟んで5m位低い田、北側は県道であります。

雨水等に十分気を付けて設置されるよう指導いたしました。

周囲に与える影響はないものと思われま。

添付書類として、土地の全部事項証明書、事業計画書、会社の定款、資金証明書、被害防除に関する誓約書、害防除に関する計画書、位置図、字図、平面図等が提出されております。

調査の結果この申請について3名の調査委員の意見において、適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひしまして私の報告を終わります。

議

長

3番委員の報告が終わりました。

委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議

長

なしということでございますので、お諮りいたします。

3番委員の調査報告のとおり、意見決定並びに許可及び諮問決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議

長

全員挙手。

よって整理番号6番は、意見並びに許可及び諮問が決定しました。

議

長

議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について、申請6件のうち、許可及び諮問6件が決定しました。

議案第7号

議

長

議案第7号 非農地証明願について、提案します。

整理番号1番について、担当委員の報告を求めます。

13番委員。

13番委員

議案第7号 非農地証明願のうち整理番号1番について、去る11月14日に、申請人のOYさん死亡のため孫のKMさん立会のもと、4番委員、15番委員、13番委員3名で共同調査をいたしましたので13番が報告いたします。

申請人OYさんは、伊佐市大口曾木で、自治会は川西です。

申請地は、伊佐市大口針持字小永野、地目は田、面積は173㎡の他7筆の合計面積6,186㎡で、平成5年より労働不足のため耕作しなくなり周囲を山に囲まれて、現在は田んぼに行く道すらないと、手の施しようのない状況となっております。

農地性は喪失していて、農地への復旧は困難であると3名の調査委員とも判断をいたしました。

添付書類として、全部事項証明書、位置図、字図等が添付されております。

委員の皆様方のご審議方よろしく願いしまして私の報告を終わります。

議長 13番委員の報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りします。
13番委員の報告のとおり、非農地として証明することに賛成の委員の挙手を求めます。
(全員挙手)

議長 全員挙手、
よって整理番号1番は、非農地証明が決定しました。

議長 整理番号2番について、担当委員の報告を求めます。
4番委員。

4番委員 議案第7号 非農地証明願のうち整理番号2番について、去る11月14日に、申請人のKMさん立会のもと、13番委員、15番委員、私4番委員3名で共同調査をいたしましたので4番が報告いたします。
申請人は鹿児島市常盤1丁目にお住まいのKMさんです。
申請地は、伊佐市大口曾木字鳥田、地目は畑、面積は5,405㎡、大口曾木字鳥田、地目は田、面積は196㎡、大口曾木字鳥田、地目は田、面積は2,967㎡、大口里字竿境、地目は田、面積は178㎡で農地性は喪失していて、農地への復旧は困難であると3名の調査委員とも判断をいたしました。
添付書類として、全部事項証明書、位置図、字図等が添付されております。

		委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひしまして私の報告を終ります。
議	長	4番委員の報告が終わりました。 委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りします。 4番委員の報告のとおり、非農地として証明することに賛成の委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議	長	全員挙手、 よって整理番号2番は、非農地証明が決定しました。
議	長	整理番号3番について、担当委員の報告を求めます。 15番委員。
15番委員		議案第7号 非農地証明願のうち整理番号3番について、去る11月14日に、4番委員、13番委員、私し15番委員3名で共同調査をいたしましたので15番が報告いたします。 申請人KMさんは、伊佐市菱刈荒田です。 申請地は、伊佐市菱刈南浦字西川、地目は田、面積は274㎡、他5筆の合計面積3,877㎡です。 申請地は水利がなくほ場は狭く、天水田のため20年以上耕作していないとの事です。 申請地は、申請地の中に本人の住宅がありますが、東側は住宅、西側は山林、南側は住宅、北側は道路です。 非農地になった時期は平成6年より耕作しなくなり周囲を山に囲まれて、農地性は喪失していて、農地への復旧は困難であると3名の調査委員とも判断をいたしました。 添付書類として、全部事項証明書、位置図、字図等が添付されております。 委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひしまして私の報告を終ります。
議	長	15番委員の報告が終わりました。 委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

議 長 (「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということですので、お諮りします。
15番委員の報告のとおり、非農地として証明することに賛成の委員の挙手を求めます。
(全員挙手)

議 長 全員挙手、
よって整理番号3番は、非農地証明が決定しました。

議 長 議案第7号 非農地証明願は、3件申請のうち、3件の証明許可が決定しました。

議 長 その他
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「なし」という声、多数あり。)

議 長 その他 事務局お願いします。

事 務 局 月例報告です。
最後のページになります。
11月分の月例報告です。
14日を中心に現地調査をやって頂きました。
本日20日が、第8回目の農業委員会の総会でございます。
26日が、11月の県の定例常任議員会議が鹿児島市でございます。
12月の行事予定ですが、12日を中心に現地調査をお願いします。
17日が、第9回目の農業委員会の総会・研修会になります。
19日が、12月の定例常任議員会議になります。
以上です。

事 務 局 我々の選挙も来年10月にあるわけですけど、来年の通常国会で農業委員会の選挙がどうなるか、我々の選挙が有るのか無いのかが決まるようですけど、選任制度がいつから有るか分からないけど、来年の通常国会が終わらないと分かりません。
また、衆議院員総会が来月14日に有るのではないかと言われていますので、忙しくなるのではないかと思います。

事務局 長

これで、平成26年度第8回農業委員会総会を終わります。
姿勢を正してください。 一同礼。

終了時間 午前10時40分

前記のように会議の顛末を記載してその内容に相違ないことを証する。

伊佐市農業委員会

会 長 **会 長**

伊佐市農業委員 **18番委員**

伊佐市農業委員 **19番委員**